

避難情報の発令判断・伝達マニュアル
(洪水編)

令和8年5月
美 唄 市

〈 目 次 〉

1	避難情報の発令対象とする洪水等	2
2	避難情報の発令対象区域	2
3	避難情報の発令を判断するための情報	4
4	河川の水位と発表される洪水予報等	6
5	避難情報の発令により居住者等がとるべき行動	9
6	避難情報の発令基準	10
7	避難情報の解除基準	18
8	協力・助言を求めることのできる機関	18
9	避難情報の伝達方法	20
10	避難情報の伝達文	21

別添 「主要水位・雨量観測所一覧」

1 避難情報の発令対象とする洪水等

＜対象(立退き避難が必要な災害の事象)＞

- ① 河川が氾濫した場合に、氾濫流が直接家屋の流失をもたらすおそれがある場合や、山間部等の川の流れの速いところで、河岸侵食や氾濫流が家屋流失をもたらすおそれがある場合
* 具体的な区域や河岸侵食の幅の設定に参考になる情報として、国・道が「家屋倒壊等氾濫想定区域」を設定している場合がある
- ② 浸水深が深く、居室が浸水するおそれがある場合や、地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合
* 住宅地下室、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等の一時的な地下への立ち入り等にも留意が必要。

＜避難情報の発令対象としない水路等の条件＞

- ・ 最大浸水深が床下以下である等、浸水によって居室に命の危険を及ぼすようなおそれがないと想定される場合
- ・ 氾濫流により家屋流失をもたらすおそれがないと想定される場合
- ・ 地下施設・空間(住宅地下室等)について、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ばないと想定される場合
* 氾濫が発生し、又は発生しそうになった際に、事前の想定を超えて命の危険を及ぼすおそれがあると判明した場合には、躊躇なく避難情報を発令する。

2 避難情報の発令対象区域

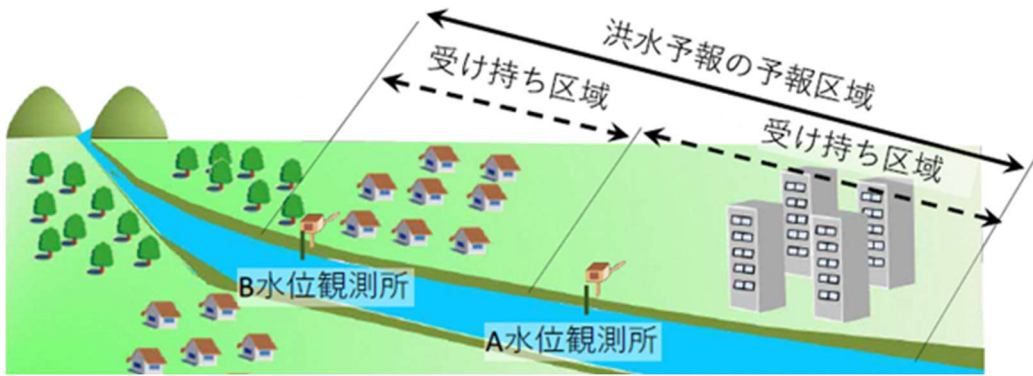
＜洪水予報河川・水位周知河川＞

洪水予報河川と水位周知河川では、水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域を参考に、避難情報の発令対象区域を設定する。ただし、当該河川の予報区域等の洪水浸水想定区域に対して避難情報を一律に発令する必要はなく、河川が氾濫するおそれが高まっている受け持ち区域において、氾濫が発生した際の洪水浸水想定区域に対して避難情報を発令するものである。

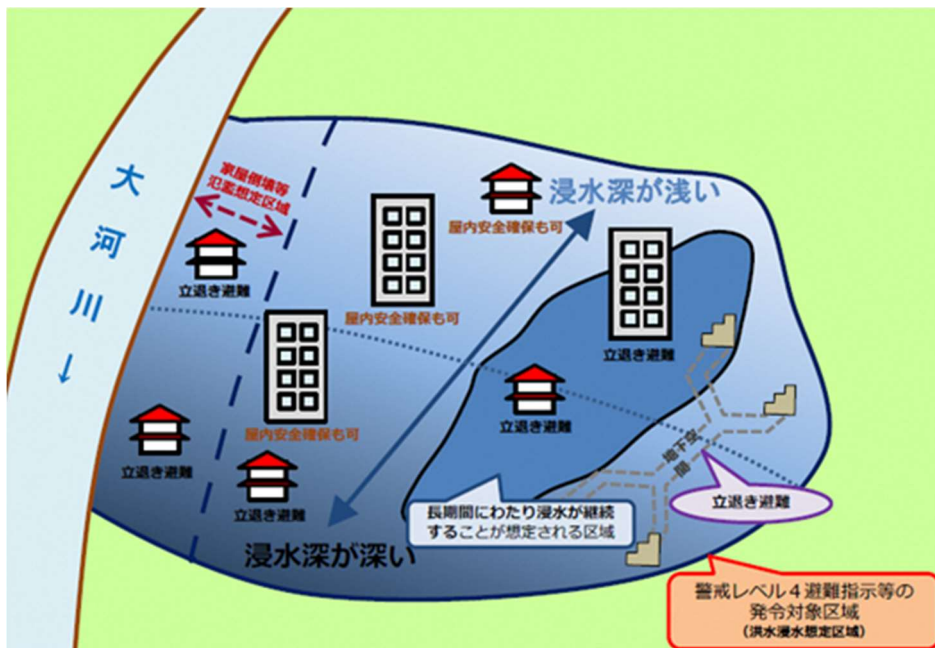
例えば、洪水予報河川においては、基準となる水位観測所が河川の上流及び下流にあり、上流の水位のみが顕著に上昇しレベル4 氾濫危険警報(警戒レベル4 相当情報[洪水])が発表されれば、その水位観測所が受け持つ上流の洪水浸水想定区域のみにまずは警戒レベル4 避難指示を発令するということが考えられる。水位周知河川においては、水位情報の確度が高いことから、レベル4 氾濫危険情報(警戒レベル4 相当情報[洪水])を基にレベル4 避難指示を発令することとなるが、水位情報に加えてレベル4 大雨危険警報等を活用することも考えられる。

洪水浸水想定区域は、各地点で想定される最大浸水深を公表しているものである。河川状況や、決壊、溢水のおそれがある地点等の諸条件を考慮して避難情報を発令するため、市は、洪水規模別(計画規模、想定最大規模)、決壊地点別に浸水が想定される区域を、あらかじめ河川事務所等から入手し把握しておくことが必要である。

また、大河川の下流部等では、同一の浸水区域内においても氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合がある。そのような場合は、到達時間に応じて警戒レベル4 避難指示の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も考えられる。



(水位観測所と受け持ち区域のイメージ)



河川氾濫が想定される際の避難情報の発令対象区域
(受け持ち区域内の1つの氾濫ブロックにおける発令対象区域のイメージ)

《その他河川等》

その他河川等の氾濫についても、国・道からの助言も踏まえ、それぞれの河川特性に応じて区域を設定する。地形や過去の浸水実績等により災害リスクが把握できる場合もあるため、これらの情報を活用することも考えられる。

なお、設定にあたっては、地域の水害危険性の周知に関するガイドライン(第2版)(平成30年12月)を活用することも考えられる。

レベル4大雨危険警報等が発表された場合の避難情報の発令対象区域については、洪水キキクルや浸水キキクルを確認のうえ、それぞれの危険度に応じて、危険度が上昇している河川の洪水浸水想定区域等を参考に設定する。

その他河川のうちダム下流域では、これらに加え、今後順次作成が進められる浸水想定図を参考に区域を設定することも考えられる。

また、防災重点農業用ため池については、浸水想定区域図を参考に区域を設定することが考えられる。

3 避難情報の発令を判断するための情報

	項目	提供元	説明
台風や気象に関する情報等	台風情報	気象庁	台風が発生したときに発表される。台風の位置や強さ等の実況及び予想が記載されている。台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報をより更新頻度を上げて提供。
	府県気象防災速報	気象庁	警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に発表される。
	府県気象解説情報	気象庁	現在・今後の気象状況や災害発生の危険度の見通しなどを網羅的に解説する情報として適宜発表される。(全国を対象とする「全般気象解説情報」、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象解説情報」もある。)
	気象防災速報(記録的短時間大雨)	気象庁	レベル3大雨警報等が発表されている状況で、数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに発表される。
	気象防災速報(線状降水帯発生)	気象庁	線状降水帯が発生し、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっているときに発表される。
	気象防災速報(線状降水帯直前予測)	気象庁	今後3.時間以内に、線状降水帯発生の可能性が高まった場合に発表される。
	気象解説情報(線状降水帯半日前予測)	気象庁	線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合に、大雨に対する心構えを一段高めてもらうことを目的として、半日程度前を目安に発表される。
気象に関する警報等(注意報・警報・危険警報・特別警報)・早期注意情報・時系列情報	警戒レベル相当情報		
	レベル2 大雨注意報	気象庁	河川が増水することにより、災害が起こるおそれがあるときに発表(流域雨量指数がレベル2大雨注意報基準に実況又は3時間先までの予測で到達する区間があるときに発表)される。また、短時間の集中豪雨等で水路や下水道等が氾濫し、災害が起こるおそれがあるときに発表(表面雨量指数がレベル2大雨注意報基準に実況または1時間先までの予測で到達するときに発表)される。
	レベル3 大雨警報	気象庁	河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれがあるときに発表(流域雨量指数がレベル3大雨警報基準に実況又は3時間先までの予測で到達する区間が一部でもあるときに発表)される。また、短時間の集中豪雨等で水路や下水道等が氾濫し、重大な災害が起こるおそれがあるときに発表(表面雨量指数がレベル3大雨警報基準に実況または1時間先までの予測で到達するときに発表)される。
	レベル4 大雨危険警報	気象庁	河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれが大きいときに発表(流域雨量指数がレベル4危険警報基準に実況又は3時間先までの予測で到達する区間が複数ある時に発表)される。また、短時間の集中豪雨等で水路や下水道等が氾濫し、重大な災害が起こるおそれが高いときに発表(表面雨量指数がレベル4大雨危険警報基準に実況または1時間先までの予測で到達するときに発表)される。
	レベル5 大雨特別警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。
	レベル2 氾濫注意報	気象庁	河川が増水することにより、氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないときに発表される。警戒レベル2。
	レベル3 氾濫警報	気象庁	河川が増水することにより、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。
	レベル4 氾濫危険警報	気象庁	河川が増水することにより、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超えさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状態が継続しているときに発表される。
	レベル5 氾濫特別警報	気象庁	氾濫が発生または切迫したときに発表される。
	その他		
	早期注意情報	気象庁	警報級の現象のおそれ(警報発表の可能性)が[高][中]2段階で提供される。
	時系列情報	気象庁	警報・注意報に先立って気象の見通しを翌日までの3時間毎または毎日の気象状況の見通しを一日4回(05時、11時、17時、23時)提供 ※対象要素：大雨、土砂災害、風、波、高潮、雷、乾燥、大雪、融雪、濃霧、着氷、着雪、なだれ、低温、霜)

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
洪水等に関する情報	指定河川洪水予報	国・北海道	洪水予報河川(水位等の予測が技術的に可能な流域面積が大きい河川)について「現況から数時間先まで」の洪水の危険度を発表するもので、国・北海道から発表される。		<ul style="list-style-type: none"> 北海道防災ポータル 気象庁 HP 川の防災情報 市町村向け川の防災情報 緊急速報メール(国の指定河川洪水予報の氾濫危険情報及び氾濫発生情報)
	水位到達情報(河川)	国・北海道	水位周知河川(流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川)について「現況」の洪水の危険度を発表するもので、国・北海道から発表される。		<ul style="list-style-type: none"> 川の防災情報 市町村向け川の防災情報
	国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)	国	国管理の洪水予報河川では、水位観測所の水位等に基づき、より短い間隔(200m 毎)での現況水位を推定し、現在の洪水の危険度を表示している。	概ね 10 分毎	<ul style="list-style-type: none"> 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)(一般向け、市町村向け)
	水位到達情報(下水道)	北海道・市町村	内水氾濫危険水位への到達情報を通知及び周知する下水道として指定された下水道において、所定の水位に到達した場合、到達情報等が発表される。		<ul style="list-style-type: none"> 北海道防災ポータル
	流域雨量指数の6時間先までの予測値	気象庁	水位周知河川及びその他河川を対象として、河川毎に、上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。河川の流域単位での雨量の予測情報(6時間先までの降水短時間予測等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算し、指数化した値を、大雨警報等の判断基準と比較することで河川毎の6時間先までの洪水危険度の予測値として色分けした時系列で表示している。水位周知河川及びその他河川において、警戒レベル3 高齢者等避難等の発令の判断に活用できる。	10 分毎	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁 HP
	洪水キキクル	気象庁	上流域に降った雨による、水位周知河川及びその他河川の洪水発生の危険度の高まりを表す面的分布情報。河川流域に降った雨による洪水発生危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示したもの。危険度の判定には3時間先までの雨量予測に基づく流域雨量指数の予想を用いている。水位周知河川及びその他河川の洪水危険度の3時間先までの面的な把握の参考になる。	10 分毎	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁 HP
	浸水キキクル	気象庁	大雨による浸水発生危険度をあらゆる面的分布情報。1km 四方の領域(メッシュ)毎に、短時間強雨による浸水発生危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示したもの。1時間先までの雨量予測に基づく表面雨量指数の予想を用いている。	10 分毎	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁 HP
	大雨キキクル	気象庁	洪水キキクルと浸水キキクルの危険度を重ね合わせ、危険度の高いものを優先表示させたもので、大雨に関する警報等が発表された場合に、どこで大雨による危険度が高まっているか把握することに活用できる。	10 分毎	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁 HP

4 河川の水位と発表される洪水予報等

【洪水予報河川の場合】

レベル	水位	指定河川洪水予報
レベル 5	氾濫の発生 氾濫発生水位	レベル 5 氾濫特別警報 レベル 5 氾濫発生情報 (警戒レベル 5 相当情報 [洪水])
レベル 4 (危険)	氾濫危険水位	レベル 4 氾濫危険警報 (警戒レベル 4 相当情報 [洪水])
レベル 3 (警戒)	避難判断水位	レベル 3 氾濫警報 (警戒レベル 3 相当情報 [洪水])
レベル 2 (注意)	氾濫注意水位	レベル 2 氾濫注意報 (警戒レベル 2 相当情報 [洪水])
レベル 1	水防団待機水位	

※ 同じ河川で複数の水位観測所がある場合、洪水予報文では、観測所毎の危険度の状況を主文に記載しているため、どこの観測所が当該市町村・区域に対応するか確認する必要がある。

○情報の名称等

■水位

- ①氾濫注意水位 水防団の出動の目安、水防団待機水位を超える水位であって、
【レベル 2 水位】 洪水による災害の発生を警戒すべき水位
- ②避難判断水位 警戒レベル 3 高齢者等避難の発令の目安、河川の氾濫に関する
【レベル 3 水位】 居住者等への注意喚起となる水位
- ③氾濫危険水位 警戒レベル 4 避難指示の発令の目安、居住者等の避難判断、相
【レベル 4 水位】 当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位
- ④氾濫発生水位 警戒レベル 5 緊急安全確保の発令の目安、居住者等の屋内安全
【レベル 5 水位】 確保、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫が発生している可能性のある水位

■洪水予報の発表

- ①レベル 5 氾濫特別警報／レベル 5 氾濫発生情報(警戒レベル 5 相当情報 [洪水])
 - ・ 氾濫が発生又は切迫したとき
 - ・ 氾濫発生水位に到達したとき
 - ・ 氾濫が継続しているとき
- ②レベル 4 氾濫危険警報(警戒レベル 4 相当情報 [洪水])
 - ・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき
 - ・ 氾濫危険水位に到達したとき
 - ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき

③レベル3 氾濫警報(警戒レベル3相当情報 [洪水])

- ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき
- ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
- ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)
- ・ 氾濫危険警報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)

④レベル2 氾濫注意報(警戒レベル2)

- ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
- ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき
- ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき

【水位周知河川の場合】

水位危険度レベル	水位	水位到達情報
レベル5	氾濫の発生 氾濫発生水位	レベル5 氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報 [洪水])
レベル4 (危険)	氾濫危険水位	レベル4 氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報 [洪水])
レベル3 (警戒)	避難判断水位	レベル3 氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報 [洪水])
レベル2 (注意)	氾濫注意水位	レベル2 氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報 [洪水])
レベル1	水防団待機水位	

※ それぞれの水位への到達時間が接近している場合など、発表が困難な場合も考えられるため、氾濫注意水位(レベル2水位)、避難判断水位(レベル3水位)への到達情報、氾濫発生情報は必ず発表されるものではない。

○情報の名称等

■水位

- ①氾濫注意水位 【レベル2水位】 水防団の出動の目安、水防団待機水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべき水位
- ②避難判断水位 【レベル3水位】 警戒レベル3 高齢者等避難の発令の目安、河川の氾濫に関する居住者等への注意喚起となる水位
- ③氾濫危険水位 【レベル4水位】 警戒レベル4 避難指示の発令の目安、居住者等の避難判断、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位
- ④氾濫発生水位 【レベル5水位】 警戒レベル5 緊急安全確保の発令の目安、居住者等の屋内安全確保、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫が発生している可能性のある水位

■水位到達情報の発表

- ①氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報 [洪水])
 - ・ 氾濫が発生又は切迫したとき
 - ・ 氾濫発生水位に到達したとき
- ②氾濫危険情報(警戒レベル4相当情報 [洪水])
 - ・ 氾濫危険水位に到達したとき
- ③氾濫警戒情報(警戒レベル3相当情報 [洪水])
 - ・ 避難判断水位に到達したとき
- ④氾濫注意情報(警戒レベル2相当情報 [洪水])
 - ・ 氾濫注意水位に到達したとき

5 避難情報の発令により居住者等がとるべき行動

区 分	根拠法令	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害対策基本法第56条第2項 市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。	危険な場所から高齢者等は避難 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等(避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人、妊産婦、乳幼児連れの人等、及びその人の避難を支援する者)は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、急激な水位上昇のおそれがある中小河川沿いや浸水しやすい局地的に低い土地の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	災害対策基本法第60条第1項 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。	危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害対策基本法第60条第3項 市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置(以下「緊急安全確保措置」という。)を指示することができる。	命の危険、直ちに安全確保! <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

6 避難情報の発令基準

各河川及び水位観測所は別添「主要水位・雨量観測所一覧」のとおり

(避難情報の発令基準)

ア 石狩川 ≪洪水予報河川≫

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象区域 (浸水想定区域 図を基本とす る)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>レベル3 氾濫警報等の発表があった時等、次に掲げる各情報を活用して、警戒レベル3 高齢者等避難を発令することが考えられる。推定・予測情報で今後の見通しを把握した上で、確認情報・計測情報をもとにレベル3 高齢者等避難を発令することを基本とするが、災害発生までの時間が長いことから、推定・予測情報も有効に活用し発令を検討する。</p> <p><確認情報・計測情報></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定河川洪水予報により、石狩川の●水位観測所の水位が避難判断水位(レベル3 水位)である●●mに到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 2 石狩川の●水位観測所の水位が、避難判断水位(レベル3 水位)よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合(氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4、5として発表) <ol style="list-style-type: none"> ①堤防に軽微な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 ②樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ③石狩川に流入する石狩川の排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況(発令対象区域は運転停止の影響を受ける支川のものとなることに留意する) <p><推定・予測情報></p> <ol style="list-style-type: none"> 3 指定河川洪水予報により、石狩川の●水位観測所の水位が氾濫危険水位(レベル4 水位)に到達する予測が発表されている場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合) 4 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相当(赤)」になった場合 5 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「警戒」以上(警戒レベル3相当以上の基準の超過)が予想されている場合など)(夕刻時点で発令) 	<p>水位観測所</p> <p>【奈井江大橋】 中村町北・南</p> <p>茶志内町1区・3区・協和</p> <p>中村町中央</p> <p>【月形】 西美町山形1区、2区、3区 富樫1区、2区 大曲1区、2区、3区 元村4区・元村美富</p> <p>上美町1区、2区、中央、沼の端、東、南</p> <p>茶志内町 3区、協和</p>
【警戒レベル4】 避難指示	<p>レベル4 氾濫危険警報等の発表があった時等、災害発生のおそれが高まった場合に、次に掲げる各情報を活用してレベル4 避難指示を発令することが考えられる。推定・予測情報で今後の見通しを把握した上で、確認情報・計測情報をもとにレベル4 避難指示を発令することを基本とするが、早期の立退き避難を促す場合には、推定・予測情報も有効に活用し発令判断が遅れないようにする。</p> <p><確認情報・計測情報></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定河川洪水予報により、石狩川の●水位観測所の水位が氾濫危険水位(レベル4 水位)である●●mに到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合(又は当該市町村・区域で個別に定める危険水位に相当する●●mに到達したと確認された場合) 2 石狩川の●水位観測所の水位が、氾濫危険水位(レベル4 水位)よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合(氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル5として発表) <ol style="list-style-type: none"> ①堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 ②樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ③石狩川に流入する石狩川の排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況(発令対象区域は運転停止の影響を受ける支川のものとなることに留意する) ④●●ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況 <p><推定・予測情報></p> <ol style="list-style-type: none"> 3 石狩川の●水位観測所の水位が氾濫危険水位(レベル4 水位)である●●mに到達していないものの、石狩川の●水位観測所の水位が氾濫発生水位(レベル5 水位)である●●mに到達することが予想される場合(計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高(又は背後地盤高)に到達することが予想される場合) 4 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫危険水位の超過に相当(紫)」になった場合 5 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) 	<p>中村町中央</p>

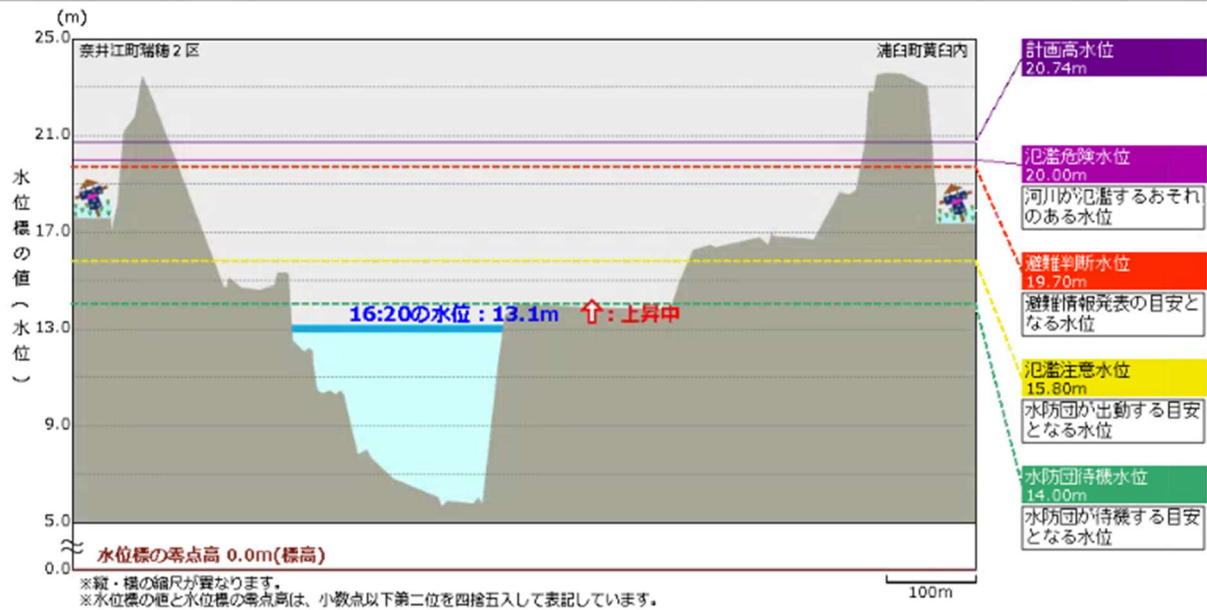
	<p>6 警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</p> <p>※夜間から明け方であっても、発令基準例 1～5 に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル 4 避難指示を発令する。</p> <p>※発令基準例 5、6 については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。</p>	
<p>【警戒レベル 5】 緊急安全確保</p>	<p>レベル 5 氾濫発生情報やレベル 5 氾濫特別警報の発表があった時等、災害が切迫・発生し「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」に行動変容を促したい場合は、次に掲げる各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急安全確保」は行動変容を促すため、確認情報や計測情報を活用することを基本とするが、それらの情報を取得できない場合もあることから、精度に十分考慮しつつ、必要に応じて推定・予測情報の活用も検討する。</p> <p><確認情報></p> <p>1 堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合</p> <p><計測情報></p> <p>2 石狩川の●水位観測所の水位が、氾濫発生水位(レベル 5 水位)である●●m に到達した場合(計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高(又は背後地盤高)に到達している蓋然性が高い場合)</p> <p><推定・予測情報></p> <p>3 洪水予測による石狩川の●水位観測所の水位予測で、氾濫発生水位(レベル 5 水位)を超過するとされた時刻を既に過ぎている場合</p> <p>4 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫している可能性(黒)」になった場合</p> <p>※これらの情報は、レベル 5 氾濫発生情報やレベル 5 氾濫特別警報の発表、ホットラインやホームページなどで提供されるため、それを参考にして緊急安全確保の発令を検討する。</p> <p>※発令基準 1～2 に該当する場合は、河川管理者による氾濫等の通報対象であり、レベル 5 氾濫発生情報やレベル 5 氾濫特別警報(警戒レベル 5 相当情報[洪水])の発表基準となっている。躊躇なく警戒レベル 5 緊急安全確保を発令すること。</p> <p>※計測情報、推定・予測情報を基に警戒レベル 5 緊急安全確保を発令済みの場合、その後、災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル 5 緊急安全確保を再度発令する必要はないが、具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>	

警報基準地点及び基準水位は以下のとおりである。

水系	河川名	水位観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	所管事業所
石狩川水系	石狩川	奈井江大橋	14.00m	15.80m	19.70m	20.00m	北海道開発局
石狩川水系	石狩川	月形	10.40m	12.30m	15.30m	15.60m	北海道開発局

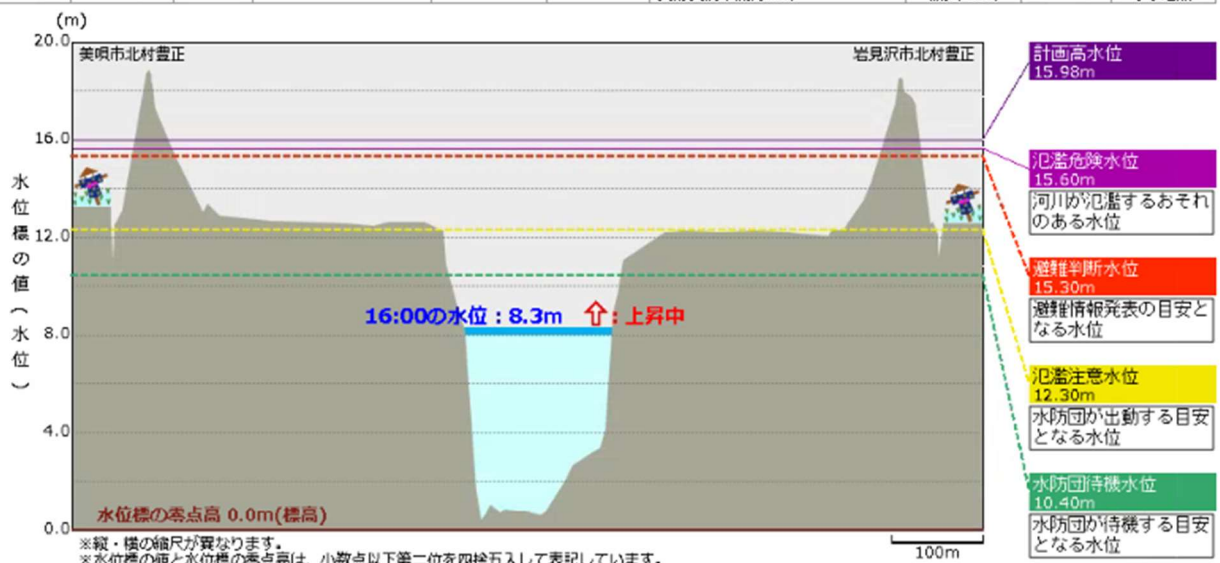
○石狩川(奈井江大橋)

水系名	河川名	管理区分	所管	洪水/堤防/水防	位置	所在地	水位標の零点高	H-Q年度	雨量観測所
石狩川	石狩川	国河川	札幌開発建設部	○/△/◇	76.80km	北海道横戸郡藤田町黄白内(奈井江大橋下流約100m)	T.P0.0m(標高0.0m)	R2	橋本町テリ地点



○石狩川(月形)

水系名	河川名	管理区分	所管	洪水/堤防/水防	位置	所在地	水位標の零点高	H-Q年度	雨量観測所
石狩川	石狩川	国河川	札幌開発建設部	○/△/◇	58.00km	北海道岩見沢市北村豊正42-12(月形大橋下流約90m)	T.P0.0m(標高0.0m)	R2	橋本町テリ地点



河川の洪水予報と水位の関係について
国土交通省
市町村向け川の防災情報

出展：市町村向け川の防災情報

イ 産化美唄川・美唄川 《水位周知河川》、旧美唄川(北村字中小屋～幾春別川合流地点)

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象区域 (浸水想定区域 図を基本とす る)
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>レベル3 氾濫警戒情報やレベル3 大雨警報の発表があった時等、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル3 高齢者等避難を発令することが考えられる。水位周知河川は、避難判断水位(レベル3 水位)が設定されていない場合や、急激に水位が上昇する場合等もあることから、確認情報・計測情報を有効に活用することが難しい場合は推定・予測情報を有効に活用し発令を検討する。</p> <p><確認情報・計測情報></p> <p>1 ●川の●水位観測所の水位が避難判断水位(レベル3 水位)である●●m に到達した場合</p> <p>2 ●川の●水位観測所の水位が、避難判断水位(レベル3 水位)よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合(氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4、5として発表)</p> <p>①堤防に軽微な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生</p> <p>②樋門・水門等の施設の機能支障がある状況</p> <p>③●川に流入する●川の排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況(発令対象区域は運転停止の影響を受ける支川のものとなることに留意する)</p> <p><推定・予測情報></p> <p>3 ●川の●水位観測所の水位が、氾濫注意水位(レベル2 水位)である●●m を超えた状態で、●地点上流の水位観測所の水位の状況から、●地点の急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>4 ●川の●水位観測所の水位が、氾濫注意水位(レベル2 水位)である●●m を超えた状態で、次の①、②のいずれか又は両方の理由により、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①レベル3 大雨警報が発表され、●川の洪水キキクルで「警戒(赤)」(警戒レベル3 相当情報[洪水])が出現した場合(※レベル3 大雨警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル3 高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞込むこと)</p> <p>②●地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において、累加雨量が●●mm 以上、又は時間雨量が●●mm 以上となる場合)</p> <p>5 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「警戒」以上(警戒レベル3 相当以上の基準の超過)が予想されている場合など)(夕刻時点で発令)</p> <p>※適切なリードタイムを考慮した水位が設定されていない場合、推定・予測情報を参考に目安とする基準を設定し、発令することが考えられる。</p>	<p>【産化美唄川】 中村町北、中央、南</p> <p>西美唄町 元村2区 元村3区</p> <p>開発町親和、北、南</p> <p>北美唄町 1区、2区</p> <p>上美唄町南</p> <p>沼の内町北</p> <p>茶志内町 1区、3区、協和</p> <p>【旧美唄川】 西美唄町山形 1区、2区、3区</p> <p>上美唄町中央、沼の端、東、南</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>レベル4 氾濫危険情報やレベル4 大雨危険警報の発表があった時等、災害発生のおそれが高まった場合に、次に掲げる各情報を活用してレベル4 避難指示を発令することが考えられる。推定・予測情報で今後の見通しを把握した上で、確認情報・計測情報をもとにレベル4 避難指示を発令することを基本とするが、早期の立退き避難を促す場合には、推定・予測情報も有効に活用し発令判断が遅れないようにする。</p> <p><確認情報・計測情報></p> <p>1 ●川の●水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(レベル4 水位)である●●m に到達した場合(又は当該市町村・区域の個別に定める危険水位に相当する●●m に到達したと確認された場合)</p> <p>2 ●川の●水位観測所の水位が、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(レベル4 水位)よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合(氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル5として発表)</p> <p>①堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生</p> <p>②樋門・水門等の施設の機能支障がある状況</p> <p>③●川に流入する●川の排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況(発令対象区域は運転停止の影響を受ける支川のものとなることに留意する)</p> <p>④●●ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況</p> <p><推定・予測情報></p> <p>3 ●川の●水位観測所の水位が、避難判断水位(レベル3 水位)である●●m を越えた状態で、●地点上流の水位観測所の水位の状況から、●地点の急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>4 ●川の●水位観測所の水位が、避難判断水位(レベル3 水位)である●●m を超えた状態で、次の①、②のいずれか又は両方の理由により、急激な水位上昇のおそれがある場合</p>	

	<p>①レベル4大雨危険警報が発表され、●川の洪水キキクルで「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[洪水])が出現した場合(※レベル4大雨危険警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞込むこと)</p> <p>②●地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において、累加雨量が●●mm以上、又は時間雨量が●●mm以上となる場合)</p> <p>5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「危険」(警戒レベル4相当以上の基準の超過)が予想されている場合など)(夕刻時点で発令)</p> <p>6 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」(警戒の基準の超過)が予測されており、かつ、大雨の「危険」(警戒レベル4相当以上の基準の超過)が予想されている場合)(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</p> <p>※夜間から明け方であっても、発令基準例1~4に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令すること。</p> <p>※発令基準例5、6については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。</p>	
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>レベル5氾濫発生情報やレベル5大雨特別警報の発表があった時等、災害が切迫・発生し「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に次に掲げる各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急安全確保」は行動変容を促すため、確認情報や計測情報を活用することを基本とするが、それらの情報を取得できない場合もあることから、精度に十分考慮しつつ、必要に応じて推定・予測情報の活用も検討する。</p> <p><確認情報></p> <p>1 堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合</p> <p><計測情報></p> <p>2 ●川の●水位観測所の水位が、氾濫発生水位(レベル5水位)である●●mに到達した場合(計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高(又は背後地盤高)に到達している蓋然性が高い場合)</p> <p>3 ●川の●水位観測所の水位が、氾濫発生水位(レベル5水位)よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫が切迫・発生していると思われる場合</p> <p>①樋門・水門等の施設の機能支障がある状況</p> <p>②●川に流入する●川の排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況(発令対象区域は運転停止の影響を受ける支川のものとなることに留意する)</p> <p>③●●ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況</p> <p><推定・予測情報></p> <p>4 ●川の●水位観測所の水位が、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(レベル4水位)を超えた状態で、●地点上流の水位観測所の水位の状況から、●地点で氾濫のおそれがある場合</p> <p>5 ●川の●水位観測所の水位が、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(レベル4水位)を超えた状態で、●川の洪水キキクルで「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[洪水])が出現した場合</p> <p>6 レベル5大雨特別警報が発表され、●川の洪水キキクルで「災害切迫(黒)」が出現した場合(※レベル5大雨特別警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞込むこと)</p> <p>※これらの情報は、レベル5氾濫発生情報やレベル5大雨特別警報の発表、ホットラインやホームページなどで提供されるため、それを参考にして緊急安全確保の発令を検討する。</p> <p>※発令基準1~2に該当する情報は、河川管理者による通報をもとに、都道府県知事等がレベル5氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])を発表することとなっており、レベル5氾濫発生情報が発表されたら躊躇なく警戒レベル5緊急安全確保を発令すること。</p> <p>※発令基準例5、6については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。</p> <p>※計測情報、推定・予測情報を基に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、その後、災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令する必要はないが、具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>	

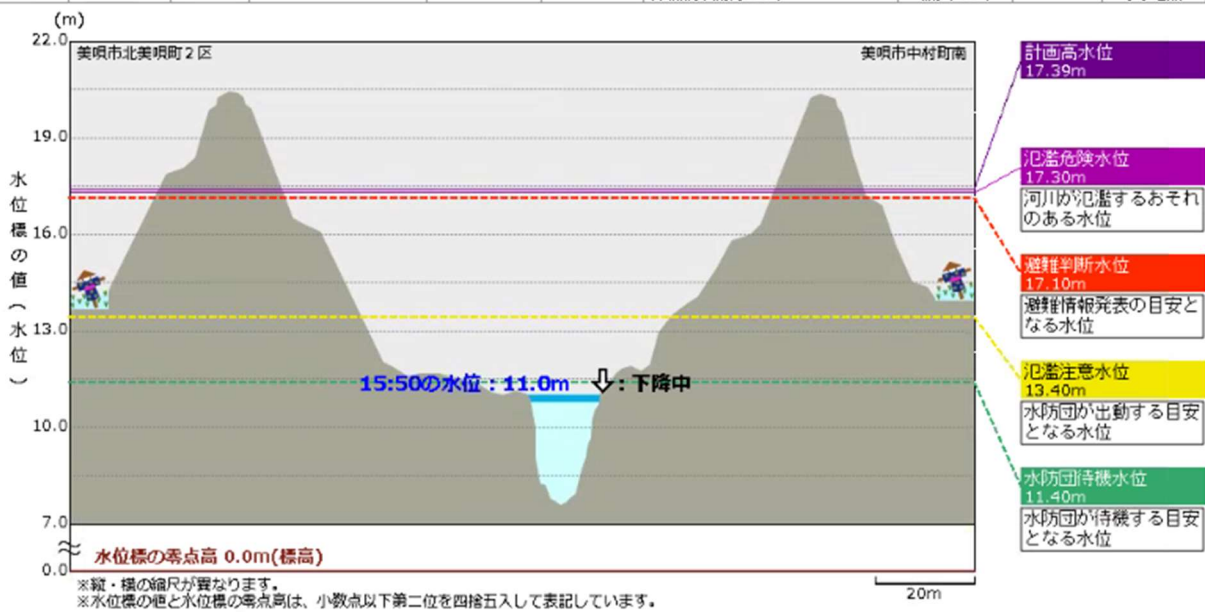
警報基準地点及び基準水位は以下のとおりである。

水系	河川名	水位観測所	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	所管 事業所
石狩川水系	産化美唄川	産化美唄	11.40m	13.40m	17.10m	17.30m	北海道 開発局
石狩川水系	美唄川	新橋	27.91m	28.57m	29.18m	29.62m	北海道 空知総合 振興局
石狩川水系	旧美唄川	小松橋	10.93m	11.66m	-	12.76m	北海道 空知総合 振興局

河川名	基準Ⅰ（注意報）		基準Ⅱ（警報基準）	基準Ⅲ	基準Ⅳ
	単独基準	複合基準	単独基準	単独基準	単独基準
	流域雨量指数	流域雨量指数	流域雨量指数	流域雨量指数	流域雨量指数
産化美唄川	8.8	8.4	11.0	13.2	14.5
美唄川	13.2	10.8	16.6	19.9	21.9
旧美唄川	3.2	—	4.5	5.4	5.9

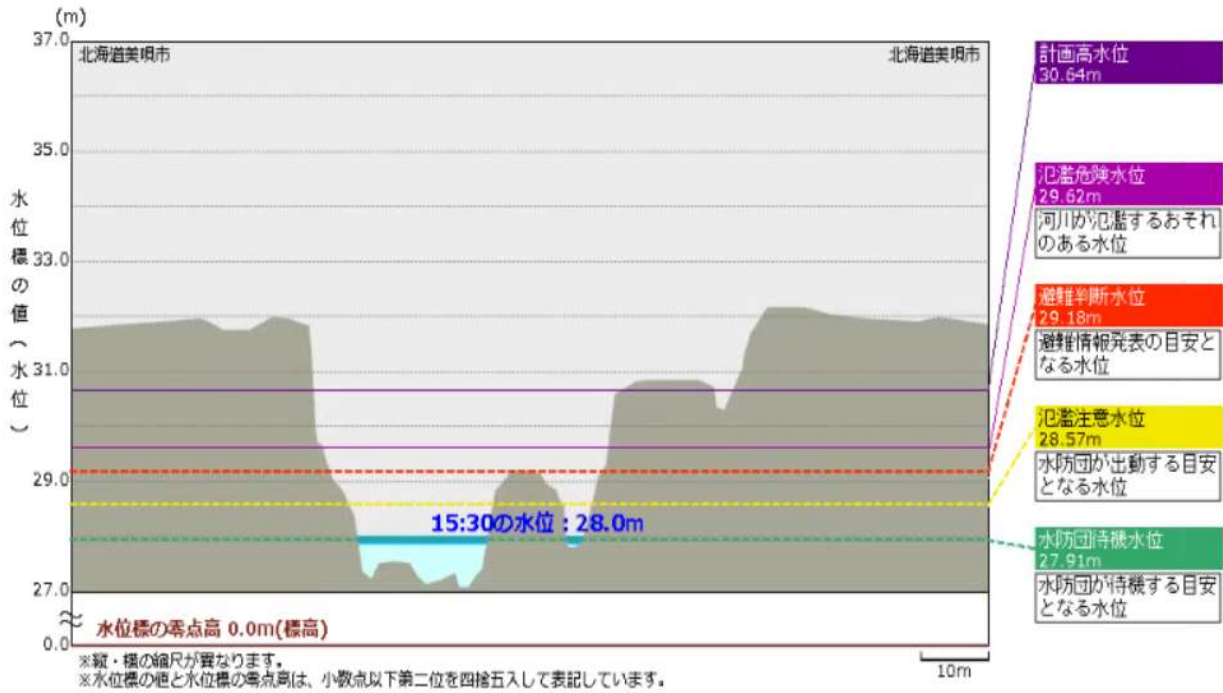
○産化美唄川（産化美唄）

水系名	河川名	管理区分	所管	洪水/堤防/水防	位置	所在地	水位標の零点高	H-Q年度	雨量観測所
石狩川	産化美唄川	国河川	札幌開発建設部	-/〇/〇	4.60km	北海道美唄市北美唄町2区 (十線橋下流約360m)	T.P0.0m (標高 0.0m)	-	美唄山 テシ地点



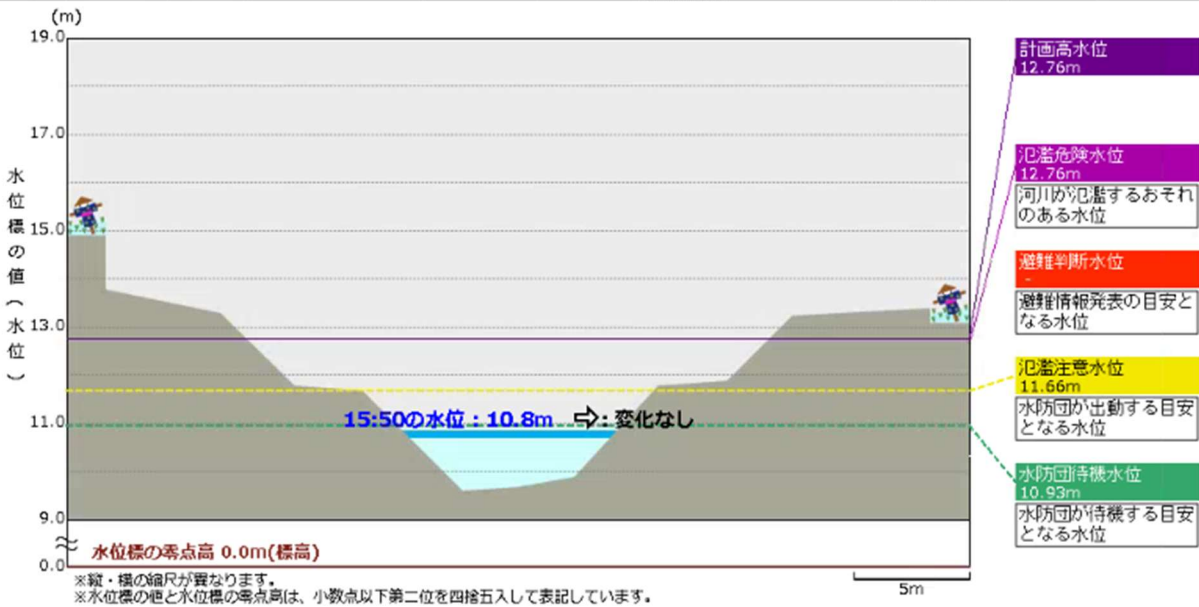
○美唄川(新橋)

水系名	河川名	管理区分	所管	洪水/周知/水防	位置	所在地	水位標の零点高	H-Q年度	雨量観測所
石狩川	美唄川	自治体	北海道	-/0/-	-	北海道美唄市字美唄1718-31 (美唄ダム管理所より2.7km下流)	TPO0m (標高 0.0m)	-	-



○旧美唄川(小松橋)

水系名	河川名	管理区分	所管	洪水/周知/水防	位置	所在地	水位標の零点高	H-Q年度	雨量観測所
石狩川	旧美唄川	自治体	空知総合振興局札樺建管	-/-/-	15.00km	北海道美唄市字美唄中央地先河川敷 (小松橋地点)	TPO0m (標高 0.0m)	-	-



出展：市町村向け川の防災情報

《その他河川等》

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>レベル3大雨警報の発表があった時等、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル3 高齢者等避難を発令することが考えられる。その他河川については、一般的に水位周知河川よりさらに流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇する機会が多いため、確認情報・計測情報を有効に活用することが難しい場合は推定・予測情報を有効に活用し発令を検討する。</p> <p><確認情報・計測情報></p> <ol style="list-style-type: none"> ●川の●水位観測所の水位が一定の水位(●●m)に到達した場合 ●川の●水位観測所の水位が一定の水位(●●m)よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合(氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4、5として発表) <ol style="list-style-type: none"> 堤防に軽微な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ●川に流入する●川の排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況(発令対象区域は運転停止の影響を受ける支川のものとなることに留意する) <p><推定・予測情報></p> <ol style="list-style-type: none"> 水位を観測していない場合や基準となる水位の設定ができない場合に、次の①～②のいずれか又は複数の理由により、引き続き水位上昇のおそれがある場合 <ol style="list-style-type: none"> レベル3大雨警報が発表され、●川の洪水キキクルで「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[洪水])が出現した場合(※レベル3大雨警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル3 高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと) ●地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において、累加雨量が●●mm以上、又は時間雨量が●●mm以上となる場合) 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「警戒」以上(警戒レベル3 相当以上の基準の超過)が予想されている場合など)(夕刻時点で発令)
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>レベル4大雨危険警報の発表があった時等、災害発生のおそれが高まった場合に、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル4 避難指示を発令することが考えられる。その他河川については、一般的に水位周知河川よりさらに流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇する機会が多いため、推定・予測情報をもとに警戒レベル4 避難指示を発令することが基本となるが、確認情報・計測情報を取得できる場合はそれらをもとにした発令も検討する。</p> <p><確認情報・計測情報></p> <ol style="list-style-type: none"> ●川の●水位観測所の水位が一定の水位(●●m)に到達し、●地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合(※警戒レベル3 高齢者等避難の水位より高い水位) ●川の●水位観測所の水位が、一定の水位(●●m)よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合(氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル5として発表) <ol style="list-style-type: none"> 堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ●川に流入する●川の排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況(発令対象区域は運転停止の影響を受ける支川のものとなることに留意する) ●●ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況 <p><推定・予測情報></p> <ol style="list-style-type: none"> 水位を観測していない場合や基準となる水位の設定ができない場合に、次の①～②のいずれか又は複数の理由により、引き続き水位上昇のおそれがある場合 <ol style="list-style-type: none"> レベル4大雨危険警報が発表され、●川の洪水キキクルで「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[洪水])が出現した場合(※レベル4大雨危険警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル4 避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと) 地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において、累加雨量が●●mm以上、又は時間雨量が●●mm以上となる場合) 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「危険」(警戒レベル4 相当以上の基準の超過)が予想されている場合など)(夕刻時点で発令) 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」(警報の基準の超過)が予想されており、かつ、大雨の「危険」(警戒レベル4 相当以上の基準の超過)が予想されている場合)(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) <p>※夜間から明け方であっても、発令基準例1～3に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令すること。</p> <p>※発令基準例4、5については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。</p>

<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>レベル5 氾濫発生情報やレベル5 大雨特別警報の発表があった時等、災害が切迫・発生し「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に次に掲げる各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急安全確保」は行動変容を促すため、確認情報や計測情報を活用することを基本とするが、それらの情報を取得できない場合もあることから、精度に十分考慮しつつ、必要に応じて推定・予測情報の活用も検討する。</p>
	<p>< 確認情報 ></p> <p>1 堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合</p> <p>< 計測情報 ></p> <p>2 ●川の●水位観測所の水位が堤防天端高(又は背後地盤高)である●●mに到達した場合</p> <p>3 ●川の●水位観測所の水位が堤防天端高(又は背後地盤高)である●●m よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫が切迫・発生していると思われる場合</p> <p>①樋門・水門等の施設の機能支障がある状況合</p> <p>②●川に流入する●川の排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況(発令対象区域は運転停止の影響を受ける支川のものとなることに留意する)</p> <p>③●●ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況</p> <p>< 推定・予測情報 ></p> <p>4 レベル5 大雨特別警報が発表され、●川の洪水キキクルで「災害切迫(黒)」が出現した場合(※レベル5 大雨特別警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>※これらの情報は、レベル5 氾濫発生情報やレベル5 大雨特別警報の発表、ホットラインやホームページなどで提供されるため、それを参考にして緊急安全確保の発令を検討する。</p> <p>※発令基準1、2に該当する情報は、河川管理者による通報をもとに都道府県知事がレベル5 氾濫発生情報(警戒レベル5 相当情報 [洪水])を発表することとなり、レベル5 氾濫発生情報が発表されたら躊躇なく警戒レベル5 緊急安全確保を発令すること。</p> <p>※発令基準例5については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。</p> <p>※計測情報、推定・予測情報を基に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みの場合、その後、災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令する必要はないが、具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>

※ 避難情報を発令した後に、他の発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一区域に対して同じ警戒レベルの避難情報は再発令しない。状況変化を追加情報として提供し、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき行動を避難情報の発令時点から求める必要がある。

7 避難情報の解除基準

《洪水予報河川・水位周知河川》

水位が氾濫危険水位(レベル4水位)及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。

また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大がみられず、河川の氾濫のおそれがなくなった段階を基本として、解除するものとする。

《その他河川等》

当該河川の洪水キキクルで示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合、水路等については十分に水位が下がった場合を基本として解除するものとする。

8 協力・助言を求めることのできる機関

機関名(連絡先)	助言を求めることができる事項
札幌管区气象台 【電話番号 011-611-6124】	・ 気象の警報等に関する事。事。
札幌開発建設部 河川計画課 【電話番号 011-611-0339・0340】	・ 国管理河川施設に関する事。事。 ・ 災害対策用機材等の地域への支援に関する事。事。 ・ 保有するリアルタイムの情報に関する事。事。
空知総合振興局 札幌建設管理部用地管理室維持管理課 【電話番号 011-561-0411】	・ 道管理河川施設に関する事。事。 ・ 保有するリアルタイムの情報に関する事。事。
空知総合振興局地域創生部危機対策室 【電話番号 20-0033】	・ 災害情報及び被害情報に関する事。事。 ・ 避難対策に関する事。事。

9 避難情報の伝達方法

避難情報の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段		伝達先
危機管理対策室	北海道防災情報システムへの入力 (災害情報共有システム(Lアラート)経由でマスメディアへ情報提供)	T V放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	市内に滞在する携帯電話保持者
	同報系防災行政無線		住民等
	防災メール		住民等
	電話配信		住民等(携帯電話を所有していない方)
	ホームページ、SNS		P Cユーザー等
	電話又はF A X		町内会、自主防災組織
	F A X		農業協同組合の組合員
電話		空知総合振興局 札幌開発建設部 札幌管区气象台 岩見沢警察署 陸上自衛隊美唄駐屯地 等	
広報情報推進課	広報車		住民等(巡回ルート)
消防本部	消防車		住民等(巡回ルート)
	電話又はF A X		消防団
保健福祉部	電話又はF A X		要配慮者利用施設、避難支援関係者、保育園等
教育委員会	電話又はF A X		学校等

※ 要配慮者利用施設に対して、警戒レベル3 高齢者等避難の発令を伝達する場合には、施設管理者等は利用者の避難支援を始めるべきであることも併せて伝達する。

10 避難情報の伝達文

(1) 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文の例

- 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル3！警戒レベル3！）
- こちらは、美唄市です。
- 川が増水し氾濫するおそれがあるため、●●地区の洪水浸水想定区域※1（又は、洪水浸水想定区域である●●地区※2）に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
- 地区の洪水浸水想定区域※1（又は、●●地区※2）にいる（又は、「ハザードマップを確認し、浸水のおそれがある区域にいる」）高齢者や障がいのある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。※3
- それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- 特に※4、急激に水位が上昇しやすい中小河川沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。

(2) 【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例

- 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル4！警戒レベル4！）
- こちらは、美唄市です。
- 川が増水し氾濫するおそれが高まったため、●●地区の洪水浸水想定区域※1（又は、洪水浸水想定区域である●●地区※2）に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- 地区の洪水浸水想定区域※1（又は、●●地区※2）にいる方は、（又は、「ハザードマップを確認し、浸水のおそれがある区域にいる方は、」）避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。※3
- ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。※5

(3) 【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文の例

(河川氾濫が切迫している状況)

- 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル5！警戒レベル5！）
- こちらは美唄市です。
- 川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります！●●地区の洪水浸水想定区域※1（又は、洪水浸水想定区域である●●地区※2）に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

(河川氾濫を確認した状況)

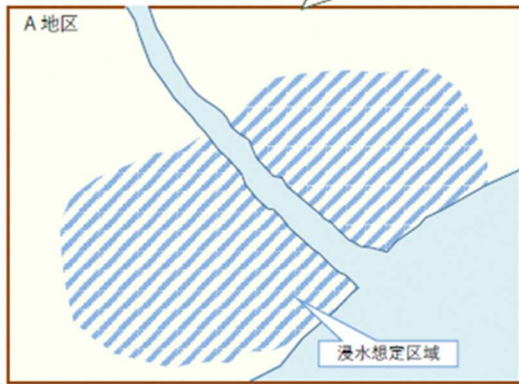
- 緊急放送！緊急放送！（又は、氾濫発生！氾濫発生！）
- こちらは美唄市です。
- 川の水位が●●付近で堤防を越え氾濫が発生したため、●●地区の洪水浸水想定区域※1（又は、洪水浸水想定区域である●●地区※2）に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。（注）
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

(具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。)

※1 浸水想定区域<旧市町村界単位、浸水想定区域<町丁目単位・学区単位程度の場合。

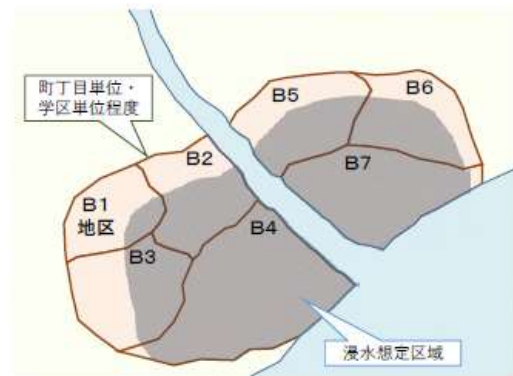
(洪水浸水想定区域が公表されていない中小河川沿い等の居住者等に避難を促す場合には河川沿いや低い土地にお住まいの方等を対象に避難を促すことが考えられるが、このような場所は公表されている明確な区域ではないため、「河川沿いで浸水のおそれがある●●地区に対し、」のように、具体的な地区に対して避難情報を発令することが考えられる。)

《浸水想定区域<旧市町村界単位》



(発令対象：「A地区の浸水想定区域」)

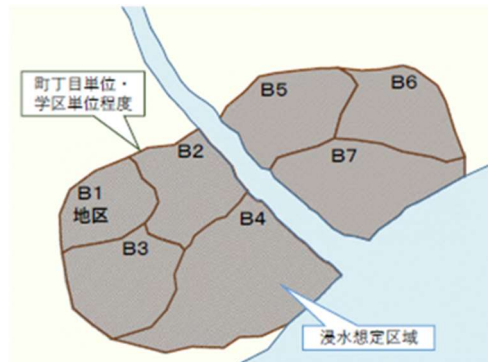
《浸水想定区域<町丁目単位・学区単位程度》



(発令対象：「B1～B7地区の浸水想定区域」)

※2 浸水想定区域≒町丁目単位・学区単位程度の場合。

《浸水想定区域≒町丁目単位・学区単位程度》



(発令対象：「浸水が想定されるB1～B7地区」)

※3 この呼びかけを行うにあたっては、①～③の条件を全て満たした場合に居住者等の判断で屋内安全確保を実施可能であることについて、あらかじめ居住者等が理解しておく必要がある。

① 自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと。

② 自宅・施設等に浸水しない居室があること。

③ 自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障(水、食糧、薬等の確保困難、電気、ガス、水道、トイレ等の使用不可)を許容できること。

※4 地域の災害リスク等に応じた表現をあらかじめ定めておく。

※5 警戒レベル5緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に避難指示を発令する場合等においては、このような伝達をすることも考えられる。

(注)災害切迫時に警戒レベル5緊急安全確保を発令していない場合には、災害発生確認時に発令することが考えられる。

他方、災害切迫時に既に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みである場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種別の災害が切迫した場合(洪水が切迫し発令した後、土砂災害も切迫した場合等)でも、命を守る行動をとるよう既に求めているため、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令することがないよう注意する。また、このような場合においては具体的な災害の状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに注力することが重要であり、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みであることについては、必要に応じて情報提供することで差し支えない。

内水氾濫による避難を伝達する場合は、地下街等の地下空間や低い土地にいる人へ、危険な場所からの避難を呼びかける。

(4)緊急速報メールの文例(避難指示・北海道防災情報システムを使用した場合)

美唄市：警戒レベル3 高齢者等避難

●●月●●日 ●●時●●分

地区：●●地区

避難場所：●●小学校、●●会館

理由：●●川氾濫のおそれ

備考：●●地区の洪水浸水想定区域(浸水想定区域である●●地区)にお住まいの高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください

美唄市：警戒レベル4 避難指示

●●月●●日 ●●時●●分

地区：●●地区

避難場所：●●小学校、●●会館

理由：●●川氾濫のおそれ

備考：●●地区の洪水浸水想定区域(浸水想定区域である●●地区)にお住まいの方は、速やかに避難所や安全な親戚・知人宅へ避難を開始してください。避難場所への避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

美唄市：警戒レベル5 緊急安全確保

●●月●●日 ●●時●●分

対象地区：●●地区

理由：●●川氾濫

備考：避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。